

栄区庁舎本館 1 階 食品販売事業者募集要項

栄区庁舎本館 1 階において、来庁者及び職員に向けて食品（弁当、パン、菓子類等）を販売する事業者を次のとおり募集します。

1 販売場所の概要

所在地：横浜市栄区桂町 303 番地 19 横浜市栄区庁舎本館 1 階ロビー（別添資料参照）
売り場面積：6 m²（1.5m×4m）

2 販売の概要

(1) 販売日

毎週月曜日・火曜日・金曜日を募集対象とし、曜日ごとに販売事業者を選定します。食品販売は原則として土日・祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き毎週実施するものとします。

事業者側のやむを得ない都合により販売を休止とする場合は、休止日の 1 週間前までに通知することとし、休止日の施設使用料の返還には応じないものとします。また、区役所から行事等の実施のため販売の休止を依頼する場合があります（令和 6 年度、7 年度は該当無し）。その場合は休止日の 3 か月前までに通知することとし、休止日の施設使用料の返還には応じないものとします。

(2) 販売時間

販売を実施できる時間は下記のとおりとします。ただし、11 時 45 分から 13 時 00 分の時間帯は必ず販売時間に含めるものとします。

月曜日	11 時 00 分から 14 時 00 分まで
火曜日	11 時 00 分から 14 時 00 分まで
金曜日	11 時 00 分から 14 時 00 分まで

(3) 募集する販売品目

本公募においては、下記の販売品目を提供する事業者を優先的に選定します。なお、取扱う予定の販売品目について区役所側であらかじめ確認するため、応募事業者は品目のメニュー、販売価格が明記された資料を申込み時に提出してください。（体裁は自由。）なお、食品の取扱いに関する注意事項について「10 食品管理について」を参照のこと。

月曜日	弁当、パン等または菓子類
火曜日	弁当、パン等または菓子類
金曜日	弁当、パン等または菓子類

3 応募条件等

(1) 応募資格

次の全ての条件を満たしている者であること

- ア 運営期間中、円滑に食品の販売を直接行えること（食品の販売に必要な許可を取得しており、生活衛生課からの指導があった場合はその指導事項を遵守できること）
- イ 営業中の行政処分を過去3年以内に受けていないこと
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- エ 横浜市指名停止等措置要綱別表1から別表3までの各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- オ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- カ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- ク 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと

(2) 費用負担

応募事業者は販売の決定後、施設使用料として所定の金額を令和8年3月31日までに一括前納していただきます。金額は横浜市公有財産規則に基づき算定した月額と、区と事業者で事前に協議の上決定した販売日数により算出します（令和8年1月時点での試算 日額292円）。その他応募の際に必要な事務経費等は、応募する応募事業者の負担とします。

4 公募スケジュール

- (1) 応募書類の受付期間 令和8年2月12日（木）～令和8年2月26日（木）16:00 必着
- (2) 抽選を行う場合の日程 令和8年3月3日（火）11時00分（栄区役所で実施・要来庁）
- (3) 販売業者の決定、庁舎の使用許可に関する文書の交付 令和8年3月中旬

5 応募の手続き

(1) 応募書類の提出方法

電子メール、窓口、郵送のいずれか

※郵送の場合は、記録が残る送付方法（簡易書留等）にしてください。

(2) 応募書類の提出先、問合せ先

横浜市栄区役所 総務課 予算調整係（本館4階42番窓口）

所在地：〒247-0005 横浜市栄区桂町303番地19

電話：045-894-8179 F A X：045-895-2260

メール：sa-chousha@city.yokohama.lg.jp

窓口の受付時間は開庁日（平日）の8：45～17：00です。（12：00～13：00を除く）

(3) 提出書類

次のア～エを提出してください。必要に応じて、他の書類の提出を求めることがあります。

	書類名	提出部数
ア	弁当等販売事業者応募申込書（様式1）	1部
イ	調書（様式1別紙）	1部
ウ	販売を予定している弁当等のメニュー、販売予定価格及び写真	1部
エ	販売に必要な営業許可証の写し	1部

(4) 質問の受付

本公募に関して質問がある場合は、募集期間内に電子メールにてお問合せください。

[質問の提出先] sa-chousha@city.yokohama.lg.jp

※応募条件に関わる質問については、回答を栄区役所ホームページ上でも公表します。

※質問は2月17日（火）16時00分までに送付してください。

回答は2月19日（木）に栄区役所ホームページに掲載します。

6 販売事業者の選定方法

(1) 選定の手順について

販売を希望する曜日について、応募事業者は、各々の第一希望、その他の販売可能日および販売不可の曜日を「様式1別紙」に記入してください。

本公募では、栄区内に本店支店等がある応募事業者を第一優先として選定します。また、横浜市内の他区に本店支店等がある応募事業者を第二優先、横浜市の外の応募事業者を第三優先とします。同じ曜日を第一希望とする応募事業者が複数いる場合、上記の優先順に従って応募事業者を選定することとし、同じ優先順の応募事業者が複数いる場合において抽選を実施します。

(2) 抽選を行う場合の日程・場所

日時：令和8年3月3日（火）11時00分 場所：栄区役所本館4階 2号会議室

(3) 抽選に欠席した場合

抽選に欠席した場合は応募事業者としての資格を原則として失うものとします。

(4) 次点について

販売事業者が、何らかの事情により期間の途中で販売活動を辞退等した場合は、本公募の応募事業者のうち(1)の順序に基づき次点となる応募事業者が販売曜日を確認できるものとします。その場合、該当の応募事業者に区役所から連絡及び意向確認をします。

(5) 公平な販売機会の確保について

広く販売機会を確保するため、単一の応募事業者が2つの曜日において販売事業者となる可能性がある場合、第二希望の曜日については他の応募事業者を優先的に選定することとします。

7 備品の使用について

区役所から、机（幅 180cm×奥行 45cm）3台を貸与します。その他に販売にあたり必要な備品（什器、電算機等）がある場合は応募事業者側で調達してください。

8 経費負担等

(1) 施設使用料

3(2)に掲げる使用料を指す。

(2) 清掃

販売に伴い使用場所を汚損した場合、応募事業者の負担で清掃を行い原状復旧させること。

(3) 販売許可等

運営に必要な販売・営業許可等は応募事業者負担で取得してください。なお、応募時に許可書の写し等を提出していただきます。

(4) その他

従業員人件費のほか運営にかかる一切の費用は、応募事業者の負担とします。

9 施設の使用条件

(1) 規則の遵守

横浜市庁舎管理規則に従い、応募事業者の管理する区域の適正な使用に努めてください。

(2) 販売に関する責任

販売に関して発生した問題は、応募事業者が責任を持って対処してください。

(3) 環境保全への配慮

廃棄物の削減に努め、容器の回収やリサイクルを行うなど、環境負荷軽減に積極的に協力してください。

(4) 諸注意

ア 使用場所は清潔に保ってください。また、ごみは原則持ち帰ってください。

- イ 敷地内は禁煙です。
- ウ 不明な点、必要な事項については、区と協議するものとします。
- エ 本事業で知りえた情報については、所管の保健所と相互で情報共有します。
- オ 販売のために必要な車両の駐車料金は減免とします。(栄区庁舎駐車場を利用の場合)
- カ 応募事業者は、販売の権利を譲渡、又は転貸してはなりません。また、販売の全部を第三者に委託してはなりません。

10 食品管理について

(1) 販売品について

自ら製造したものを提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設で製造されている必要があります(露店・自動車・簡易な調理に限る等の許可証は不可)。家庭等で調理したものの提供はできません。菓子類・缶入りの飲み物等を仕入れて提供する場合、販売する食品には必ず食品表示法に定められた「表示」がされている必要があります。原則として名称、原材料名、添加物、アレルギー、消費期限、保存方法、製造者の氏名または名称及び製造所の住所、栄養成分表示の記載が必要です(食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインを遵守する必要があります)。

(2) 扱う食品についての注意事項

- ア 家庭で調理したおにぎり・いなり寿司・サンドイッチ等の販売行為は禁止です(営業許可施設以外での調理全般が不可)。
- イ 営業許可施設から仕入れたおにぎり・パン・菓子などの販売については、包装したものを原則とし、食品表示法に定められた「表示」が必要です。
- ウ 生肉・生魚(味付品含む)の提供や販売は禁止です。
- エ 完成されたものを販売する必要があります(現場での調理調製も不可)。
- オ 保管や移動、販売時は適切な温度管理を行う必要があります(店での保管時含む)。
- カ 飲み物の提供については、缶やペットボトル入りで、食品表示法上の表示がなされた飲み物のみ可とします。コップや蓋付き容器等にに入れて提供することはできません。
- キ アルコール類の提供は禁止です。

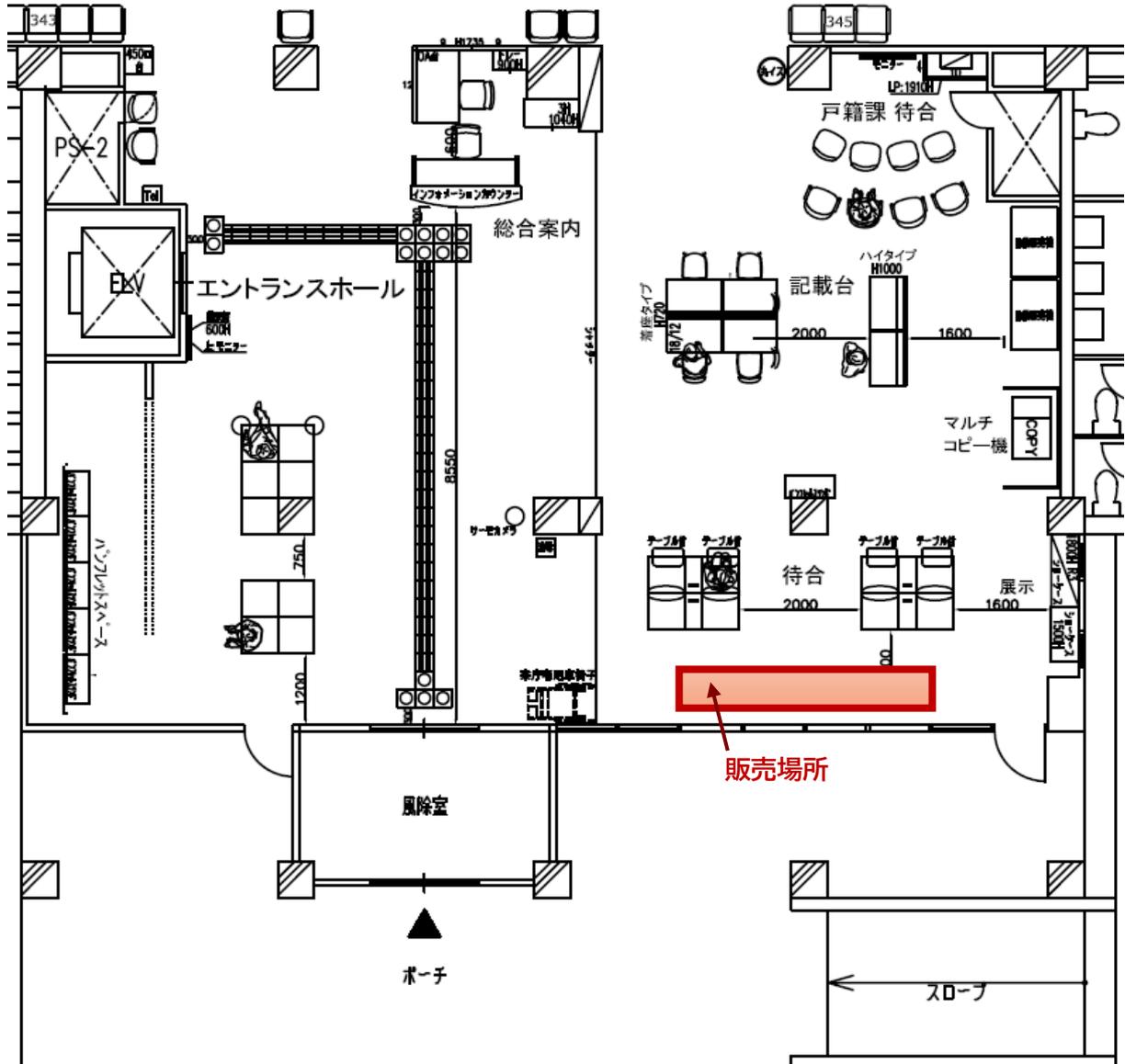
(3) 衛生管理についての注意事項

- ア 衛生管理・保険等については応募事業者の責任において対応してください。
- イ 売れ残り、ごみ等は必ず持ち帰ってください。
- ウ はし、スプーン、持ち帰りのビニール袋等を必要に応じて用意してください。
- エ マスク着用や手指消毒を行う等、衛生管理を徹底してください。
- オ 飲食物の提供に関わる従事者については、健康の管理を徹底してください(手指に切り傷のある人、風邪に似た症状、腹痛・下痢等の胃腸炎症状のある人は、食品を取り扱う作業を避けること)。
- カ 商品の納品伝票、商品内容、製造数、販売数等を記録し、一定期間保管する必要があります。

- キ 購入者に対して帰宅後速やかに喫食するよう口頭やシールの貼付等により情報提供する必要があります。
- ク 購入者から要望があった場合は、弁当容器等の回収を行う必要があります。
- ケ 要冷蔵の食品の販売は禁止します。

販売場所 図面

横浜市栄区役所 本館1階 エントランス共用部 (一部抜粋)



横浜市栄区庁舎本館 1 階における弁当、菓子等
販売事業者応募申込書

令和 年 月 日

(申込先)

横浜市栄区長

(申込者)

所在地

法人(団体)名

代表者 職 氏名

連絡先 電話

FAX

E-mail

横浜市栄区庁舎本館 1 階エントランス部分において弁当等の販売をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

また、私は、「横浜市栄区庁舎本館 1 階における弁当、菓子等販売事業者募集要項」の規定する応募資格※のすべての条件を満たすことを誓約します。

※応募資格

次の全ての条件を満たす者であること

- ア 運営期間中円滑に弁当等の販売を直接行えること（弁当等の販売に必要な許可を取得しており、生活衛生課からの指導があった場合はその指導事項を遵守できること）
- イ 営業中の行政処分を過去 3 年以内に受けていないこと
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- エ 横浜市指名停止等措置要綱別表 1 から別表 3 までの各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- オ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと
- カ 経営不振の状況（破産手続、更正手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 条）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと
- ク 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配 法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと

横浜市栄区庁舎本館1階における弁当、菓子等販売に必要な営業許可を所持していることの確認及び販売希望曜日等の調書

販売に必要な営業許可を取得していること及び販売を希望する曜日等について確認させていただきますので、必要事項を記入し応募申込書に添えてご提出ください。

法人（団体）名	
営業許可の確認	<p>取得している食品衛生法の営業許可名称</p> <p>_____</p> <p>取得している営業許可情報、その他本公募にかかる必要な情報について、所管の保健所と横浜市栄区総務課が相互に情報を共有することについて同意します。</p> <p>法人（団体）名 _____</p> <p>代表者名 _____</p>
販売可能時間	<p>午前____時____分から 午後____時____分まで</p> <p>※午前11時45分～午後1時の時間帯は必ず含めてください。</p>
庁内外周知時の商号	<p>区が販売の周知を行う際に、使用を希望する商号（店名等）を下欄にご記入ください。</p> <p>_____</p>

【 販売希望曜日についての確認 】

下記の表を作成してください。第一希望の曜日（いずれか一方）には○を、第二希望の曜日に△を、販売不可の日に×を記入してください。

他の事業者がいずれも第一希望としない曜日がある場合は、その曜日を第二希望とする事業者の中から販売事業者を決定します。

すべての曜日の販売事業者が決定した時点で、選定作業は終了です。

詳細は募集要項をご覧ください。

販売希望曜日	月	火	金
<p>第一希望の曜日いずれかに○を記入 その他販売可能な曜日に△を記入 販売不可の曜日に×を記入</p>			